

第1章 中学校における不登校生徒の実状

第1節 不登校の実状と定義

文部科学省は2019年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（以下、同通知）⁽¹⁾を発出し、別記2において「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」（以下、ICT等を活用した学習活動、もしくは、本制度）⁽²⁾を示した。本研究においてとりあげる本制度は、不登校児童生徒を対象とする文部科学省の制度であるため、文部科学省が示した不登校の実状と定義を整理する。

第1項 不登校の実状

文部科学省は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（旧調査名：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）（以下、同調査）⁽³⁾を実施し、我が国における不登校児童生徒数を調査している。2019年度の調査においては、我が国の全中学生約325万人のうち、不登校生徒は約13万人いると示した。そのため、中学校の不登校生徒は約25人に1人の割合で存在することが明らかとなった。また近年、不登校生徒数は約10万人で推移していたが増加傾向にあり、さらに少子化の影響によって中学校の全生徒数が減少傾向にあるため、不登校生徒の割合も増加傾向にある（図1及び図2）。

⁽¹⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

⁽²⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2別紙」https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

⁽³⁾ e-Stat 政府統計の総合窓口「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00400304>

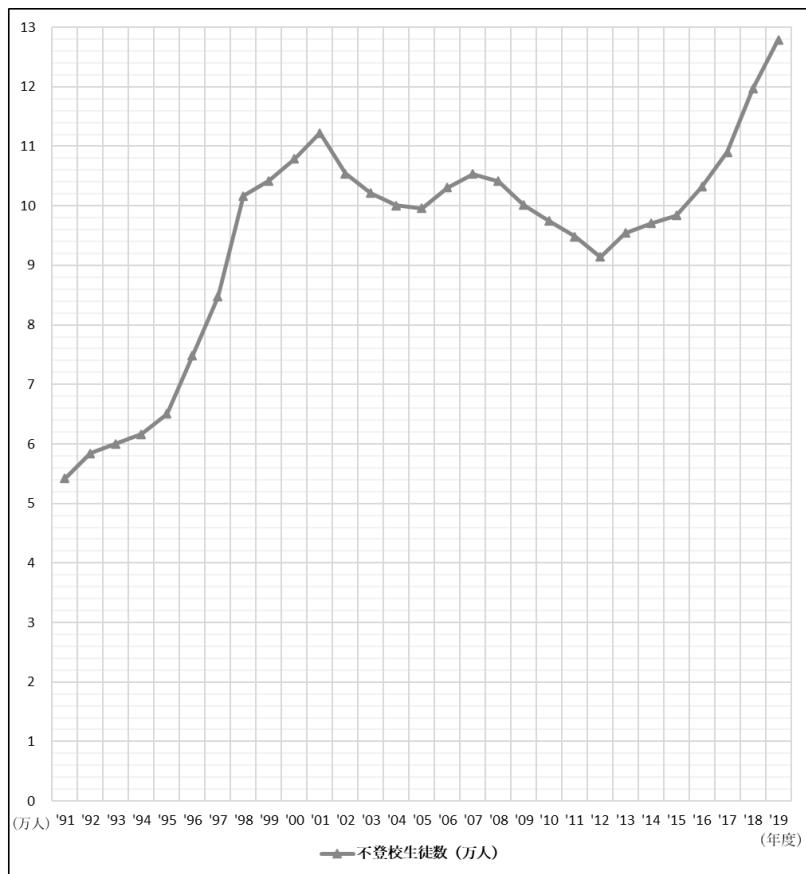


図1 中学校の不登校生徒数推移（同調査⁽³⁾を基に筆者作成）

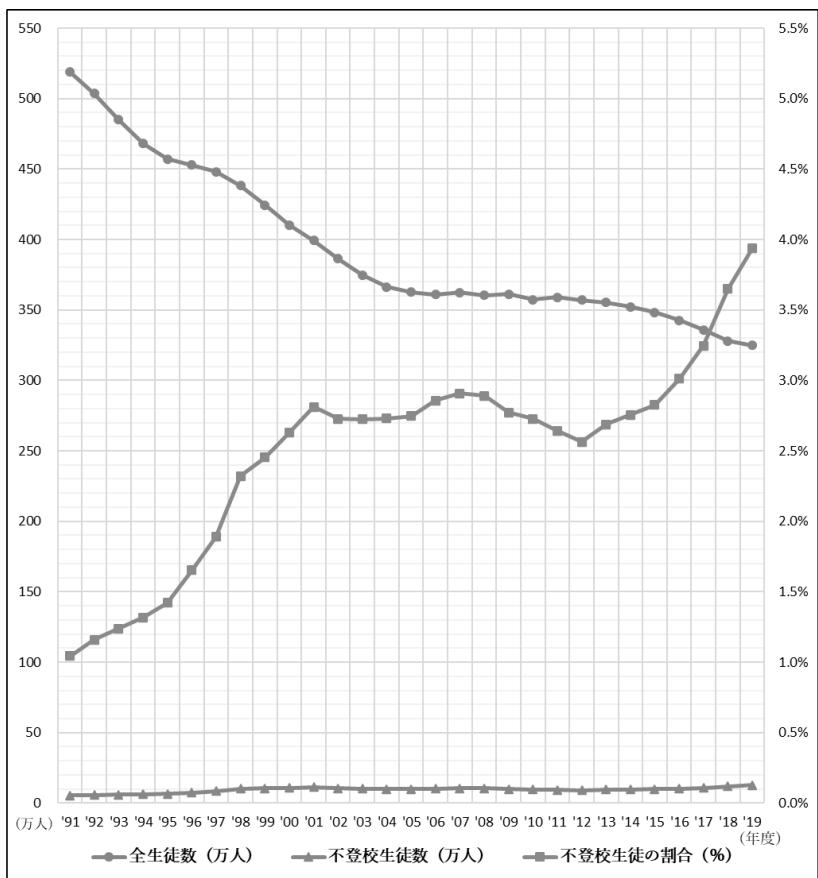


図2 中学校の全生徒数と不登校生徒数の推移（同調査⁽³⁾を基に筆者作成）

また、日本財団が2018年12月12日に発表した「不登校傾向にある子どもの実態調査」は、教室外登校や仮面登校なども含めた不登校傾向にある中学生が、約33万人いると推計した⁽⁴⁾。この不登校傾向の約33万人と、同調査の不登校児童生徒数約10万人を合計すると、約43万人が不登校もしくは不登校傾向となり、約9人に1人の割合で不登校傾向以上の生徒が存在する結果となる。

これらの調査結果から、不登校生徒数は増加傾向にあり、不登校生徒に関する研究の必要性が高まってきていると考えられる。

第2項 同調査における不登校の定義

前項に示した同調査⁽³⁾は、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した理由別長期欠席者数⁽⁵⁾の項目を4つに分類したうえで、不登校の定義を以下のように示した。

「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）を計上⁽⁶⁾。

同調査は理由別長期欠席者を次のように分類したが（図4）、実際には各領域が重なり合う場合を考えられ、欠席理由は各要因（病気要因・経済的理由による要因・不登校要因・その他の要因）が複合的にある場合も考えられる（図5）。

⁽⁴⁾ 日本財団（2018）「不登校傾向にある子どもの実態調査報告書」p.4, https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/new_inf_201811212_01.pdf

⁽⁵⁾ 不登校の対象が年間30日以上（年度間30日以上）としないことを示した資料等には、2005年度の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」や2016年の「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」などが挙げられる。

⁽⁶⁾ 文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」p.68, https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf

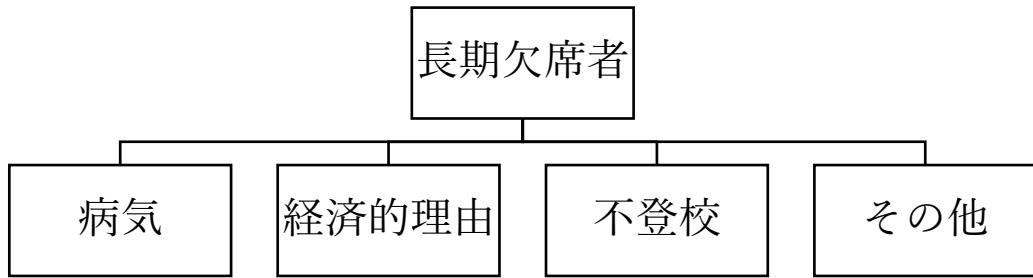


図4 理由別長期欠席者の分類1

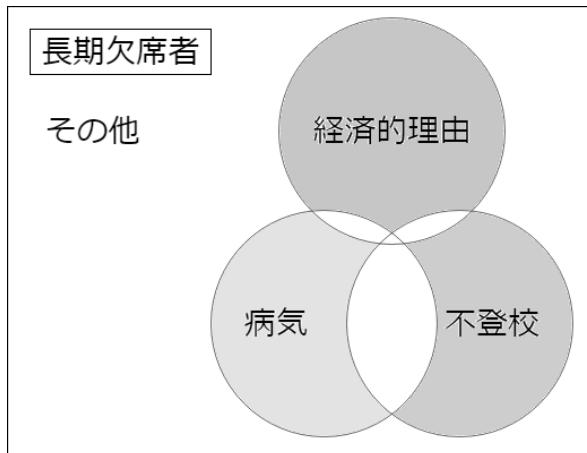


図5 理由別長期欠席者の分類2

そのため、同調査における不登校生徒数は、欠席理由に不登校要因（不登校の定義に関連のみられる要因）がある生徒の総数とはいえず、欠席理由に不登校要因があるにもかかわらず、病気やその他の理由による長期欠席として判定する場合もある。この同調査における病気の定義は、以下のとおりである。

「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）⁽⁶⁾

この長期欠席者における不登校と病気の定義を比較すると、判断の難しい場合が想像できる。例えば、不登校要因の認められる生徒が体調不良を訴え長期欠席しているが、病院への受診を拒否し、診断のつかない状態となっている場合が想定できる。この場合、「自宅療養を行うことが適切であると生徒本人の周囲の者」、つまり保護者らが自宅療養を行うべきだと判断したとき、不登校要因が病気要因と同じ程度でなければ、病気による欠席に当ては

まる。しかし、保護者らが自宅療養を不適切だと判断したうえで、不登校要因のある場合は、不登校に当てはまる。また、学校における人間関係のストレスによって精神疾患を患い、学校に登校できなくなった生徒の場合は、不登校ともいえるが病気であるともいえる。

この不登校要因と病気要因が同程度存在する場合は、その他に該当すると考えるのが適切である。その他の定義は、2019年度の同調査において、以下のように定義されている。

④「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。

*「その他」の具体例

ア 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者

イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者

ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者⁽⁶⁾

上記に加え、同調査におけるその他の定義は、2016年まで「エ 欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者」⁽⁷⁾を加えて示していた。また現在も「学校基本調査」⁽⁸⁾は、特別支援学校のみで調査する理由別長期欠席者⁽⁹⁾のその他の定義について、同上の定義を加えて使用している⁽¹⁰⁾。そのため、現在も不登校と病気の判定が難しい場合は、次のようなフローチャートが成立すると考えられる（図6）。

⁽⁷⁾ 文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」p.62、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/10/1412082-28.pdf

⁽⁸⁾ 文部科学省「学校基本調査」https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

⁽⁹⁾ 学校基本調査における理由別長期欠席者の項目は、同調査⁽³⁾と重複することから、2016年以降特別支援学校のみで調査されている。

⁽¹⁰⁾ 文部科学省（2020）「令和2年度学校基本調査の手引（特別支援学校）」p.13、https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_chousa01-001355787_15.pdf

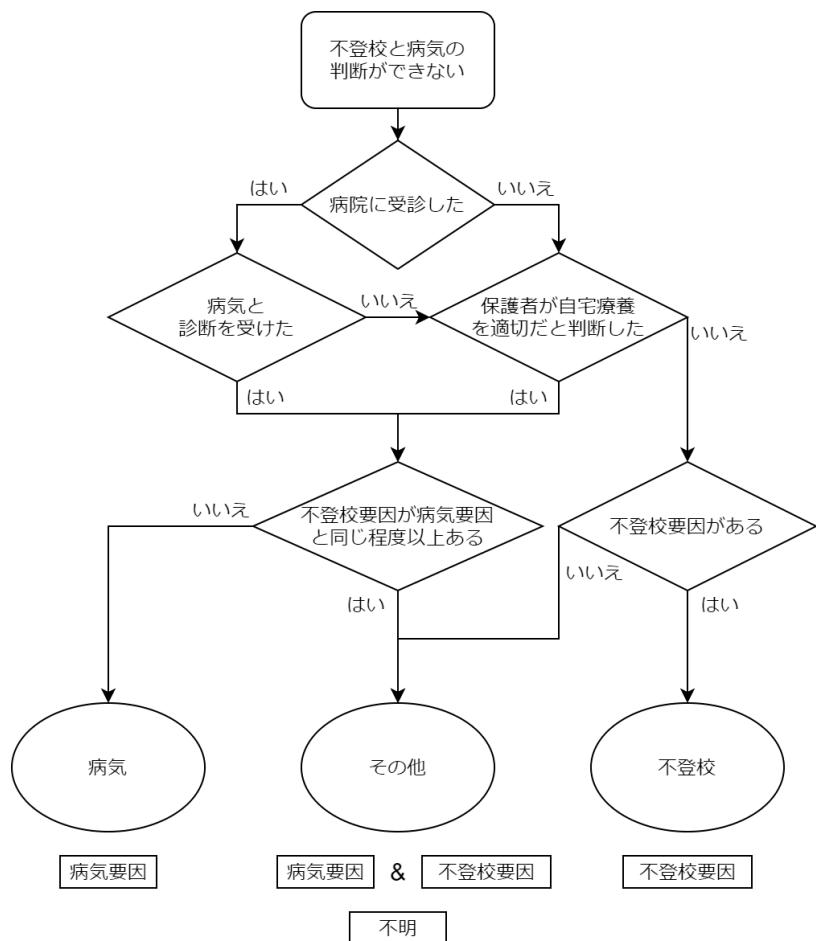


図6 長期欠席者における不登校と病気の判断について

第3項 不登校の定義の解釈

同調査⁽⁶⁾における不登校と病気の定義は、明確に線引きされているといえるが、学校によつて解釈が異なつてゐることも推察される。

例えば、磯部（2004）は「気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの疾患は、器質疾患であつても心理的な要因が病状に強い影響を与える」とし、「<身体的要因・背景>と<病気>とを分けることは無理なことだと言わざるを得ません」と述べた⁽¹¹⁾。器質疾患における心理的な影響は想定できるが、同調査において不登校と病気の判定ができない場合は、「その他」として計上すべきであろう。

⁽¹¹⁾ 磯部潮（2004）『不登校を乗り越える PHP 新書 295』PHP 研究所, p.34

また、精神疾患のある生徒が医療機関の指示により自宅療養を行う場合、同調査上は、病気として位置づける方が正確であるが、学校の判断によって精神疾患を不登校による欠席として扱う場合も考えられる。この背景の1つには、学校基本調査の手引の「不登校の具体例」に挙げられている「不安など情緒的混乱」⁽¹²⁾ や、同調査の「不登校の要因」の1つに挙げられている「無気力・不安」⁽¹³⁾ が関連するものと思われる。

(二) (ママ) 不安など情緒的混乱

:登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)⁽¹²⁾。

この「身体の不調」が、病気と不登校の判断の難しさを誘発している文言であると考えられる。本来、不登校はその定義から病気ではないことが明らかであるため、この具体例における「身体の不調」は病気による不調ではない必要がある。前項図6のフローチャートから考えると、当該欠席者が病気と診断を受けず、保護者が自宅療養を適切だと判断せず、不登校要因がある場合においては、この「不安など情緒的混乱」による不登校と位置づけられる可能性があるが、それ以外の病気及びその他に位置づけられる可能性もある。図6のフローチャートは、同調査における病気、不登校及びその他の定義を比較検討し導き出した結果であるため、同調査上における理由別長期欠席者の判断の目安となるであろう。

一方、これまでの判断について保坂(2002)は、「もともとこうした長期欠席や不登校の調査においては、欠席理由を厳密に見極め、不登校か否かを判定することはきわめて難しいといわざるをえない」⁽¹⁴⁾と述べている。同調査における理由別長期欠席者の項目は、不登校児童生徒の全体像を明らかにする項目ではなく、長期欠席者という明瞭な調査対象から、おおまかにそれらがどのような理由で欠席したかを明らかにする項目である。文部省(1984)も『「学校ぎらい」の項目がここでいう登校拒否にはほぼ相当するものであると考えられる

⁽¹²⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.12

⁽¹³⁾ 文部科学省 前掲注⁽⁶⁾, p.83

⁽¹⁴⁾ 保坂亨(2002)「不登校をめぐる歴史・現状・課題」『教育心理学年報』41, p.161

(「病気」の項目にも一部含まれていると考えられる。)』⁽¹⁵⁾と述べており、長期欠席の主たる理由が病気とされている児童生徒においても不登校要因が存在する可能性について言及している。

また、同調査に関し横川・大沼（2008）は、次のように指摘した。

文部科学省の調査において、長期欠席の理由は客観的に峻別されていることに疑問があり、不登校と答えるか、病気と答えるかは各自治体で年度ごとに偏った解答をしている可能性も示唆され、防衛的合理化としては病気とされる可能性がうかがわれる⁽¹⁶⁾。

そのため、同調査における理由別長期欠席者の判定については、同調査の定義によらない一般的な不登校に対する認識や、不登校の減少を目指す数値目標に達するために防衛的合理化が介入している可能性があり、正確に判定されていない可能性がある。自治体においてこのような実状であるため、文部科学省が実施する同調査の不登校の定義に関する解釈が、学校現場においても曖昧になっている可能性がうかがわれる。

第4項 本研究における不登校の定義

これまで、同調査⁽³⁾を中心に不登校の定義について考察したが、同調査や「学校基本調査」⁽⁸⁾以外にも「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法）による定義など、不登校に関する様々な定義が存在しており、不登校の定義そのものが統一されていない状況にある。

そのため、本研究においては、「欠席理由に不登校要因がある生徒」を不登校生徒として取り扱うこととする。これは、不登校と病気の判定が難しい場合などを考慮したためであり、特に、欠席理由に不登校要因があるにもかかわらず、不登校を対象とする支援や制度の対象

⁽¹⁵⁾ 文部省（1984）『生徒指導資料 第18集 生徒指導研究資料 第12集 生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—（中学校・高等学校編）』大蔵省印刷局、p.19

⁽¹⁶⁾ 横川ひさえ・大沼良子（2008）『千葉県の長期欠席10年の変化—自治体別データの「病気割合」と「不登校割合」に注目して—』『城西国際大学紀要』16(3)、p.105

外とされることは望ましくないと考えられるため、この解釈が最も望ましいと判断した。

文部科学省も2017年2月16日に示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知）」において、次のように示している。

省令においては、就学が困難である状況として、一定の要因又は背景によって児童生徒が出席しない又はすることができない状況のうち、「病気又は経済的理由による場合」を除いて規定しております。これは、専ら、病気又は経済的理由による場合を除くという趣旨であり、例えば、児童生徒が病気のみならず心理的要因によって出席しない又はすることができない場合については、支援の対象となります。

一方、文部科学省において実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）においては、「不登校児童生徒」は長期欠席の主たる理由が不登校である児童生徒のみとしておりますが、問題行動等調査上の「不登校児童生徒」に必ずしも該当しない場合にあっても、省令に規定する状況にある児童生徒については、法の対象として個々の児童生徒の状況に応じ適切に支援いただきますようよろしくお願ひします⁽¹⁷⁾。

つまり、文部科学省は、同調査において不登校が主たる理由だとされなかった児童生徒についても、不登校要因がある児童生徒の場合、不登校として個々の状況に応じ適切に支援するよう求めた。

本研究においては、不登校生徒を「欠席理由に不登校要因がある生徒」と位置づけることによって、「教育機会確保法」に対応し、必要な支援を生徒に提供することができる。加えて本制度の場合は、学習の遅れによる進路選択の妨げを防ぐ趣旨によっても実施されるため、同調査の不登校の定義に留まらず、対象である不登校の定義を広義的に捉えて実施すべきであろう。

⁽¹⁷⁾ 文部科学省（2017）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1384619.htm

この考え方によって、同調査における「不登校」に該当する生徒のみならず、「その他」に該当するが不登校要因のある生徒に対しても、不登校生徒と同様の支援⁽¹⁸⁾が受けられるようになる。さらに、同調査において主たる理由が「病気」と判断された長期欠席者の場合においても、不登校要因が存在すれば不登校生徒として位置づけ、病気療養児に対する支援⁽¹⁹⁾に加え、不登校生徒に対する支援⁽¹⁵⁾も享受できると考えられる。

⁽¹⁸⁾ 本制度や同通知の別記1⁽²⁾等の制度を意味する。

⁽¹⁹⁾ 文部科学省（2018）「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm

第2節 ICT等を活用した学習活動

第1項 本制度の実状

本制度は、2003年1月24日に閣議決定された「構造改革特別区域基本方針について 別表1」⁽²⁰⁾に示された番号805「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」(以下、特区805)として、7地方公共団体(以下、自治体)から始まった。その後、文部科学省が2005年7月6日に通知した「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(以下、IT等を活用した学習活動)⁽²¹⁾によって全国化し、2019年10月25日にICT等を活用した学習活動⁽²²⁾となり、現在に至る義務教育段階の不登校児童生徒を対象とする制度である(図7)⁽²²⁾。

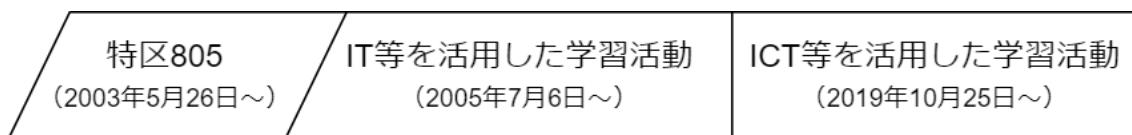


図7 本制度の変遷

本制度が2005年に全国化したことに伴い、同調査⁽³⁾は本制度によって出席扱いとなつた人数の調査を開始した。しかし、この調査結果を見るかぎり本制度の普及は進んでおらず、出席扱いとなつた中学校生徒は、年度間500人に届いたことがない。それどころか、2016年度には150人を下回り、2017年度は113人に留まつた(図8)。

⁽²⁰⁾ 首相官邸(2003)「構造改革特別区域基本方針について 別表1」p.27, http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/030124kihon_b.pdf

⁽²¹⁾ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP) 文部科学省(2005)「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行つた場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm

⁽²²⁾ 第2章においても触れるが、特区805は自治体によって取消日が異なるため、IT等を活用した学習活動と重複する期間が存在する。一方で、ICT等を活用した学習活動への移行時は、同通知⁽¹⁾をもってIT等を活用した学習活動を廃止したため、重複する期間はない。

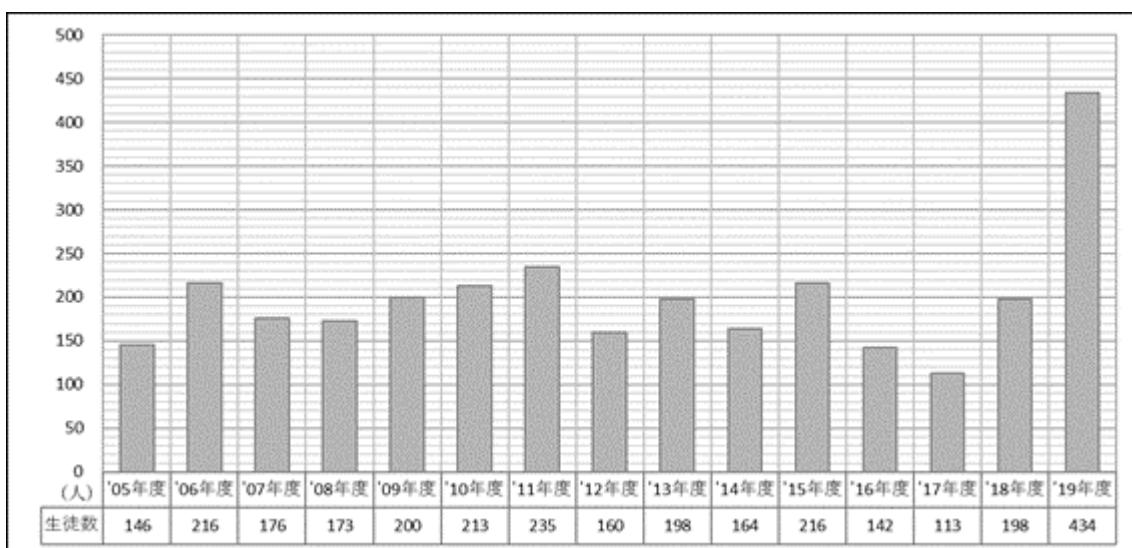


図8 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした生徒数(人)

(同調査⁽³⁾を基に筆者作成)

また同調査は、2005年度から本制度によって出席扱いになった生徒のうち「学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした生徒数」の調査も開始した(図9)。

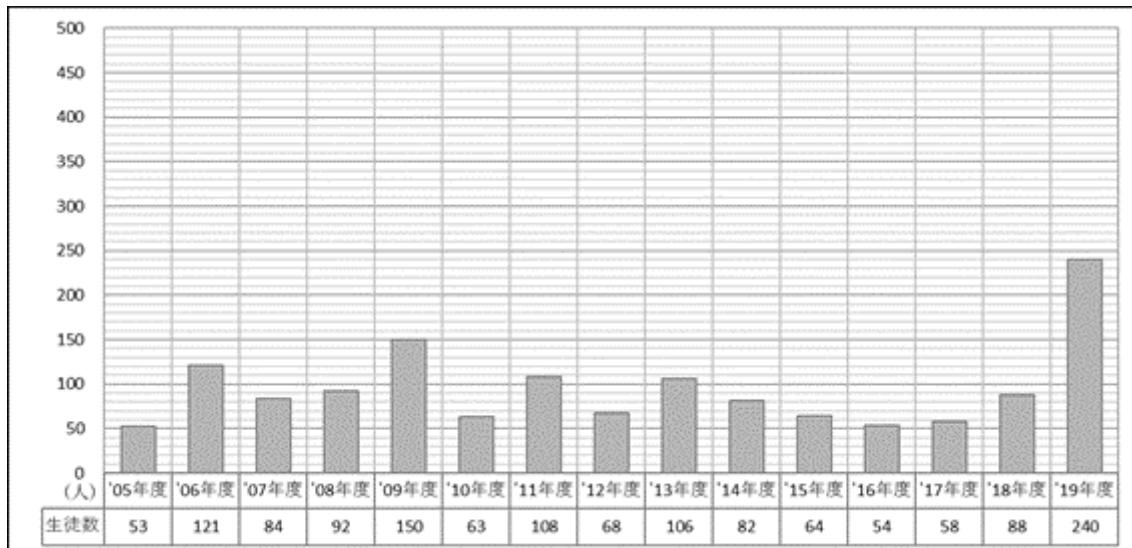


図9 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした生徒のうち、学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした生徒数にも計上されている生徒数(人)(同調査⁽³⁾を基に筆者作成)

図8と図9を比較すると、本制度によって出席扱いとなった生徒の約半数が、学校外の機関等で相談・指導を受けていることが明らかとなった。つまり、学校外の機関等との連携がICT等を活用した学習活動を実施するうえで重要なといえる。

その他にも、本制度によって出席扱いとなった生徒数は、不登校生徒の全数に比べはるかに少なく、0.35%を超えたことがない（図10）。



図10 中学校不登校生徒においてIT等を活用した学習活動により出席扱いとなった生徒数・割合
(同調査⁽³⁾を基に筆者作成)

図8～図10については、本制度の名称が2005年から2019年まで「IT等を活用した学習活動」であったため、標記は「ICT等」ではなく「IT等」とした。

本制度によって出席扱いとなった生徒数は、2018年度まで約200名程度で推移していたため、文部科学省は2016年9月14日に示した「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、「ICTを活用した学習支援」や「ICT等を活用した学習活動」という名称を用い、「不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること」とした⁽²³⁾。

⁽²³⁾ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）文部科学省（2016）「不登

さらに、文部科学省は 2018 年 9 月 14 日に示した「遠隔教育の推進に向けた施策方針」において、次のような施策方針を明らかにした。

今後、不登校児童生徒に対し、自宅等における遠隔教育も含め ICT 等を活用した学習活動を効果的に取り入れることにより、学習機会の充実を図っていく観点から、実際の活用実績が多くない要因等についての分析を踏まえ、指導要録上出席扱いとする要件や留意事項の在り方を示し、学校関係者に周知を図ることなどにより、全国における制度の活用を一層促進することとする⁽²⁴⁾。

これは、ICT 等を活用した学習活動の可能性について言及し、「全国における制度の活用を一層促進すること」⁽²⁴⁾とした施策方針である。この対応策として文部科学省は、2018 年 10 月 1 日に「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」⁽²⁵⁾を示し、現在は 2019 年 10 月 25 日に示された同通知の別紙⁽²⁾に引き継がれている。

このように近年、文部科学省の本制度に関する対応が増えてきており、民間事業者の出現も要因の 1 つだと考えられるが、2019 年度においては本制度によって指導要録上出席扱いとなった生徒数が前年度に比べ倍増した。一方、本制度に関する研究は、ほとんどみられない状態であるため、これを推進していくことが今後の重要な課題であると考えられる。

校児童生徒への支援の在り方について（通知）」https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11450258/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm

⁽²⁴⁾ 遠隔教育の推進に向けたタスクフォース（2018）「遠隔教育の推進に向けた施策方針」p.13, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323_1_1.pdf

⁽²⁵⁾ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP） 文部科学省（2018）「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/_icsFiles/afieldfile/2018/10/12/1235263_003.pdf

第2項 本制度の法的位置づけ

本制度は、我が国における教育方針を転換するきっかけとなった重要な制度ともいえる。

江澤（2010）は、これに関して以下のように述べた。

不登校に関わる就学義務への文科省の主な対応のなかでとくに重要なものとして平成4（1992）年9月24日の文部省初等中等教育局長通知「登校拒否問題への対応について」と、平成17（2005）年7月6日の「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（文科省初等中等教育局長）がある。前者は、初めて学校外の施設等における学習活動を学校への出席扱いとすることを認めたもので、義務教育の根幹をなす就学義務の原則に関わるものとして大きく注目された。これをさらに推し進めたのが後者の措置で、自宅におけるIT等を活用した学習活動まで許容範囲を広げたものである⁽²⁶⁾。

つまり本制度は、文部科学省が学校外の教育施設にとどまらず、自宅という場所を就学義務の許容範囲として認めたものとされる。さらに、その後の病気療養児に対する制度⁽¹⁹⁾において、病院だけでなく自宅も就学義務の許容範囲に含めるなど、本制度が前例として存在する意義は大きいといえよう。この視点から、本制度は我が国にとって大きく教育方針を転換させた制度であり、自宅における学習活動を指導要録上出席扱い及びその成果を評価に反映することは、その存在意義としても大きなものがあると考えられる。

現在は、「教育機会確保法」第13条において以下のように示されており、多様な学習活動の重要性についても言及されている。

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

そのため、同通知で示された別記1「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」⁽²⁾

⁽²⁶⁾ 江澤和雄（2010）「就学義務制度の課題」『国立国会図書館レファレンス』712, p.35,37

及び、ICT 等を活用した学習活動を示した別記 2⁽²⁾ は、文部科学省が運用する制度的な側面だけでなく、「教育機会確保法」によって、国レベルで重要な制度として位置づけられないと解釈することもできる。また、「教育機会確保法」第 3 条第 3 号は、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」としている。本制度は、不登校児童生徒が安心して教育を受けられる自宅という場所において行われる学習活動であり、これを学校として取り組めるようにする環境の整備が、法律によって求められているとも解釈できる。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第 13 条は「国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする」と規定しており、国は本制度のような情報通信技術を利用する制度に対して、必要な施策を講ずるものとされている。

さらに、国や自治体のみにとどまらず、学校においても本制度に対して対応する必要性が示されている。「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」においては、「学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である」⁽²⁷⁾ とし、自宅で過ごす不登校生徒の留意点を次のように示した。

家庭で多くの時間を過ごしている不登校生徒に対しては、その状況を見極め、当該生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT 等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である⁽²⁷⁾。

この「ICT 等を通じた支援」に、ICT 等を活用した学習活動が含まれていることは明らかであろう。これらから本制度は、文部科学省だけでなく、法令等によっても求められる学習活動であり、不登校生徒が希望すれば取り組めるように、学校や教育委員会が本制度

⁽²⁷⁾ 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』東山書房、p.117

に関する規程やガイドライン等（以下、規程等）を作成し、学習プログラムの作成に関する研修を行う等の環境整備が必要になる。しかし、実状は前項に示したとおりであり、一刻も早い本制度の環境整備が求められる。

第3項 ICT等を活用した学習活動の概要

本制度は、文部科学省が2019年10月25日に発出した同通知の別記2⁽²⁾において、次のように示されており、これらの文言について概説する（表1-1及び表1-2）。

表 1-1 別記 2 本文（1/2 頁）（別記 2⁽²⁾ より転載）

（別記 2）

不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣 旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供する I C T 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるとしている。

2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) I C T 等を活用した学習活動とは、I C T（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、F A Xなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添 3）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) I C T 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活

表 1-2 別記 2 本文（2/2 頁）（別記 2⁽²⁾ より転載）

動であること。なお、上記（3）のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

- （7）学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3 留意事項

- （1）この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- （2）ＩＣＴを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ＩＣＴの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- （3）教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- （4）出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- （5）ＩＣＴ等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないか、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。
また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。
- （6）このほか、本制度の活用に当たっては、別紙を参照すること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(ア) 学校への復帰を望んでいる

別記2の1において「学校への復帰を望んでいる」とあるが、その次の文には「このような児童生徒」とあるため、この文言は例の1つであると読みとれる。

また、別記2の2において、「当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動」とある。このため、本制度を利用する時点で「学校への復帰を望んでいる」必要はなく、不登校生徒が学校に登校したくなった時に、学習の遅れ等がなく円滑に学校復帰できるような学習活動であることが求められている。

(イ) 家庭にひきこもりがち

別記2の1において「家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある」とあり、前段(ア)と同じく、例として示された文言であるため、家庭にひきこもりがちである必要はない。また、別記2の3(1)においても「これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め」と前置きされているため、「ひきこもり」や「ひきこもりがち」である必要がないことは明らかである。

(ウ) 校長による判断

文部科学省は2005年7月29日に配信した「『生徒指導メールマガジン』第10号」(以下、同メールマガジン)⁽²⁸⁾において、措置の内容を次のように示した。

この出席扱いの要件を満たせば、即出席扱いということではなく、当該学習活動が学校への復帰に向けての取組であり、当該児童生徒の自立に、不登校状態の改善につながるものであるかどうかということを校長が判断することになる⁽²⁸⁾。

⁽²⁸⁾ 文部科学省(2005)「『生徒指導メールマガジン』第10号」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121503/1370078.htm

ここでは、校長が判断すべき事項を、①学校への復帰に向けての取組か、②当該児童生徒の自立につながるか、③不登校状態の改善につながるかの3点とした。

このうち①に関しては、本項（ア）においてその必要性を否定した。また同通知は『「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく』⁽¹⁾としたため、現在は判断する必要がないとみられる。また②に関しては、学習プログラムの作成時の状況によるが、ICT等を活用した学習活動は、不登校生徒がほとんどを自らの力によって学習する活動となる。そのため、社会的自立を目指す本制度の趣旨上、学習プログラムの作成時点で、既に自立的な行為を想定していることは明らかである。③に関しては、本制度が不登校生徒の学習の遅れを低減させるという観点から考えると、本制度における学習は全て不登校状態の改善につながる学習ともいえるため、この内容も校長が判断すべき内容ではないと考えられる。

つまり現在は、別記2の2（5）に関連して、本制度を利用する不登校生徒がどのような状況であるかを、校長が把握することが重要であるといえる。不登校生徒を把握するために報告や連絡会があり、その際に、不登校生徒の出席扱い及びその成果を評価に反映することを認めるものと考えられる。状況によっては、その連絡会や報告を受けた時に、校長が支援や指導法の改善等を指示する意味合いが強いと推察される。

（エ）ICT等を活用した学習活動

ICT等を活用した学習活動は、別記2の2（2）の内容に加え、同メールマガジン⁽²⁸⁾及び別紙⁽²⁾において「電子メール」を含み、「学校の教職員が家庭訪問を行った際に、学習プリントや教材を届ける場合も、当該学習活動に含まれる」とした。さらに、別紙においては次のような例も示されており、ICT以外の様々な学習にも対応している。

- ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配

信やオンデマンド型授業配信) ⁽²⁾

また、別記2の3(4)から、対面指導についても出席扱いの対象になると考えられるため、次のような学習活動が本制度における出席扱い及び評価の反映対象となろう(図11)。

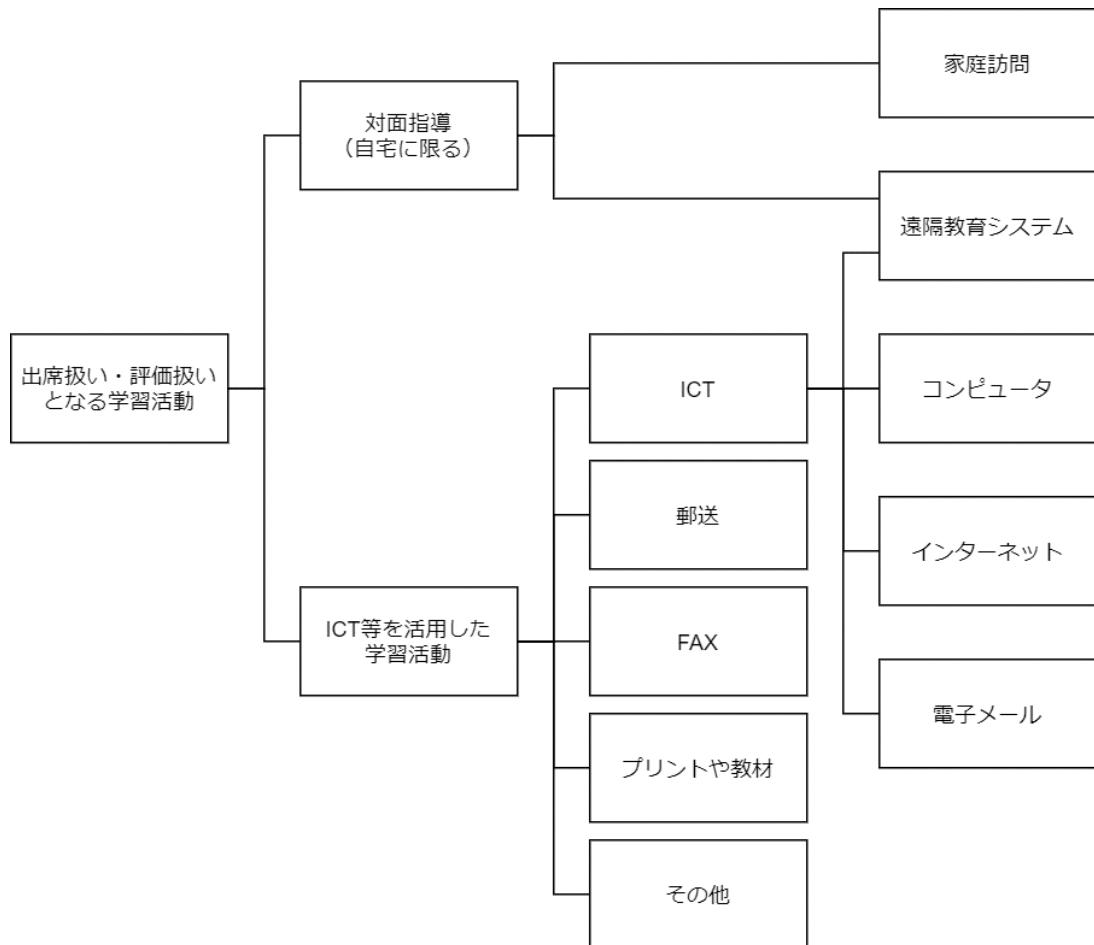


図11 本制度における出席扱い及び評価の反映対象となる学習活動

(オ) 対面指導

別記2の2(3)においては、「訪問等による対面指導」とあるが、必ずしも家庭訪問である必要はない。例えば、学校に「本人が週一回ぐらいだったら顔を見せに来ます」というんだったら、それでもいい」とした事例⁽²⁹⁾や、「定期的な家庭訪問のほか、別室登校や放課後

⁽²⁹⁾ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP) 文部科学省(2016)「フリ

登校」によって対面指導を認めた事例⁽³⁰⁾がある。

ただし、放課後登校などを除き、基本的に学校における対面指導の場合は、学校に出席したこととなるため、本制度による出席扱いとならない場合が多いと想定される。学校外の施設等に通所した際に対面指導を実施する場合についても、その学校外の施設等に通所したことをもって出席扱いになると考えられるため、本制度における対面指導が出席扱い及び評価の反映対象となるのは、基本的に自宅の場合に限られるであろう。

また、同通知においては、「定期的に家庭訪問」⁽¹⁾との文言があるため、本制度を利用しなくとも不登校生徒に対する家庭訪問を実施する必要がある。

その一方で、笠井（2001）の調査によると、担任に「もっと家庭訪問してほしい」という項目に対し、77.2%の不登校児童生徒が「そう思わない」と回答している⁽³¹⁾。第4章第1節第4項（ウ）において詳述するが、尼崎市教育委員会が「インターネットなどICTを活用し、指導員等が遠隔地から同時双方向に相談・指導等を行う事業」⁽³²⁾を本制度の民間事業者として認めているため、遠隔教育システムによる対面指導など、家庭訪問以外の方法による対面指導を検討する余地がある。

ースクール等に関する検討会議（第10回）議事要旨」http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/gijiroku/1374502.htm
(30) 不登校に関する調査研究協力者会議（2016）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」p.23, https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374856_2.pdf

(31) 笠井孝久（2001）「不登校児童生徒が期待する援助行動」『千葉大学教育学部研究紀要.I, 教育科学編』 p.184

(32) 尼崎市「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした訪問等による民間支援事業の基準 別紙3【訪問・ICT活用型の民間事業者用】」https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/209/houmongata.pdf

(カ) 基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動

この文言は、同通知の別記1と別記2⁽²⁾を併用する場合は、別記1を優先することと解される。例えば、フリースクールに週1日通所しており、別記1の取扱いを行っているが、それ以外の週4日分については、別記2を適用して出席扱いにすること等が考えられる。しかし、フリースクールに週5日通所しており、別記1で対応できるのであれば、別記2には該当しないであろう。これは、フリースクールのような民間施設のみでなく、教育支援センターなどの公的施設などに毎日通所できる場合も本制度の対象外となる。

実際に、本節第1項の図8及び図9を比較すると、同通知でいう別記1と別記2の併用者が約半数を占めており、別記1及び別記2の併用は可能である。別記2の4においても「児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること」⁽²⁾とあることから、別記1及び別記2の併用が想定されており、ICT等を活用した学習活動に取り組む不登校生徒が、本項(イ)において述べた「家庭にひきこもりがち」である必要はない。

また、前段の(オ)においても示したとおり、対面指導は学校での実施が可能な場合もあるため、本制度の利用者が学校に毎日登校できない場合についても、本制度を適用できると考えられる。

さらに、この文言における「基本的に」の意味は、「毎日通所できない」と捉えることが重要であろう⁽³³⁾。例えば「学校に基本的にいけない」という文であれば、毎日は学校に登校できなくとも、特定の教科の授業がある日や、1週間のうちある程度の日数は、学校に登校できる可能性が想定できる文ともなる。一方、「学校に行けない」とすれば、全く学校に行けないという意味になると考えられる。この文における「学校」を「学校外の施設等」に

(33) 第2章においても触れるが、特区805の中には教育支援センターが週3日の開所であるため、週2日分を本制度によって対応しようとした自治体が存在した。この事例のように、教育支援センターの開所日に毎回通所したとしても出席扱いとなる日数が限られる場合は、週5日通所できないため、本制度を利用できると解釈すべきであろう。

置きかえたとしても、この考え方は有効であるといえよう。そのため、この「基本的に」という文言は非常に重要な文言であり、その程度の解釈については、校長の判断に任せられている部分であると推察される。したがって、自治体及び学校が規程等を作成する際は、この「基本的に」という文言を踏襲すべきであろう。

(キ) 不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しない
別記2の3 (4) の「対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成」にも関連するが、出席扱いの日数換算は、標準授業時数程度の時間を用いることが望ましい⁽³⁴⁾。この場合、不登校であっても標準授業時数程度の学習を行うことになるが、学校に登校した場合は、そうとは限らない。学校に登校した場合は、遅刻であっても早退であっても、出席日数としてみなされる。一方で、学校によっては標準授業時数よりも多い授業時数を設定している場合も考えられる。つまり、標準授業時数を本制度に用いることによって、学校に登校した際の学習時間と同程度になると考えられ、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しているとはいえないくなる。

また、本制度の利用期間の長期化も想定されるが、電子メール等によるコミュニケーションや対面指導の充実を図ることによって、社会的自立に向けた段階的な取り組みとともに可能であり、不登校の期間が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように支援することも可能である。

⁽³⁴⁾ 第2章第1節第2項(イ)においても述べるが、出席扱いの時間は特区805⁽²⁰⁾や、同メールマガジン⁽²⁸⁾における記述より、標準授業時数程度が望ましいであろう。ただし実際には、出席扱いの時間を標準授業時数以下に設定している事例が多くみられる。ある事例においては「家庭科の授業には出ないけど、家でこういう料理に挑戦して、それをデジタルカメラに撮ってレポートを送ってくるとか、そういうこともて(ママ)含めて、それで、2時間以上行ったら出席扱いにしている」とし、2019年11月18日付発行の週刊AERAでは「1日平均2時間以上の学習を継続」によって出席扱いにしていることが示唆されている。このような対応が長期化すれば、不登校が必要な程度を超えて助長していると言わざるを得ない。

第4項 本制度の課題及び本研究の方法

本制度は、執筆時の2020年に全国化から15年を迎えたが、本節第1項に示した図8のとおり、中学生の制度利用者が年間500人に達したことがなく、文部科学省も今まで以上に本制度の活用促進を図っている状況である。筆者は、本制度によって出席扱いとなった不登校生徒が増加しない理由として、以下の理由があると考えた。

- ・詳細な規程等が文部科学省及び多くの自治体から示されていないこと。
- ・不登校生徒の在籍校にとって本制度の実施は負担が大きいこと。
- ・実践例が少なく学校がどのように対応したらよいか分からぬこと。

一つ目においては、同通知の別紙⁽²⁾が以下のように示している。

一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう見直すこととも検討すべきです⁽²⁾。

つまり、文部科学省からは基準を示さないとしているため、本制度の実施に際しては、自治体の教育委員会及び学校がより詳細な規程等を作成する必要がある。この規程等においては、特に地域の実態から、スクールカウンセラーや教育支援センター等の支援員が対面指導者となることの可否や、ICT機器貸与の有無等についての記載が求められるため、自治体によって規程等が異なることは必然であろう。しかし、実情としては、ほとんどの自治体及び学校が本制度に関する規程等を作成していないとみられる。

自治体や学校が規程等を作成しているが、内規として公表していない場合も想定されるため、どのような規程等が一般的であるのかについては不明である。その一方で、公表された規程等も存在するため、第4章第1節において本制度における規程等調査を実施し、規程等の実態を比較・考察する。

二つ目については、教員の働き方改革⁽³⁵⁾によって教員の仕事量を軽減しようとする動きがあるなかで、不登校生徒の個別対応は仕事量の増加につながり、教員にとっても負担が大きくなる。一方、同通知において「不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要がある」⁽¹⁾と示されていることから、このような方法を利用できる場合もある。この不登校加配を利用する他にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、ICT支援員等、近年増加している人材や、民間事業者の活用も本制度を実施するうえで重要になると考えられる。

さらに、松代(2011)は不登校に関する認知の実態調査を行い、次のような考察を述べた。

大きく異なった傾向が現れたのは「学習の支援」であった。特に生徒では最も高いのに対し、教師においてはほとんど重要と思われていない傾向が見られた。このことから、教師による不登校対応の現状において、学習支援が課題の一つであることが示唆された⁽³⁶⁾。

この調査において、生徒は不登校となったときに学習支援を最も要望しているにもかかわらず、教員はほとんど学習支援を重要視していないことが示唆された。つまり、教員は不登校生徒に対する学習支援を困難であると認識している可能性が高い。

本制度は、高校受験時の内申点に関わるため、進路選択上の重要な制度であり、適切に対応すべきである。教員が本制度の実施を負担と感じないよう、様々な環境整備の面から自治体と連携して取り組んでいくべきであろう。

三つ目については、先行研究がほとんど存在しないことが挙げられる。例えば、本制度に隣接する研究は、不登校児童生徒に対する電子メールのやりとり⁽³⁷⁾や教育支援センター等

⁽³⁵⁾ 文部科学省「学校における働き方改革について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/

⁽³⁶⁾ 松代直人（2011）「中学校における不登校の早期対応に関する研究—学校と家庭における不登校に関する認知の実態調査を通して—」『青森県総合学校教育センター 研究紀要』[2011.3], F9-01, p.5

⁽³⁷⁾ 大川他（2005）や加藤・古屋・赤堀（2004）、小林他（2001）等の研究。

の公的機関における ICT 活用⁽³⁸⁾、音楽科における ICT 活用⁽³⁹⁾など多数研究されている。

その一方で、本制度に直接関わる研究は、特区 805⁽¹⁷⁾として運用していた構造改革特別区城時の研究⁽⁴⁰⁾や、公的機関による本制度の運用に関する研究⁽⁴¹⁾などごくわずかである。つまり、教員による本制度の実施を想定した研究自体が見当たらず、さらに、音楽科における本制度の研究は筆者の知るところには存在しない。

したがって、教員が本制度を利用しようと考えた場合、教育委員会などに詳細な規程等がある場合を除くと、同通知⁽¹⁾や別記 2 及び別紙⁽²⁾を読み、理解するところから始まる。環境を整える必要もあり、例えば、本制度における学習プログラムの作成時に、各教科の教員が、不登校生徒の行った学習を何時間分の学習として認め、評価をするのかといった事項を計画する必要がある。また、規程等が存在しない場合は、学校として何時間分学習をすれば 1 日分の出席扱いにするか、対面指導をどのように行うかといった事項についても、事前に計画して規程等を策定する必要がある。これらが教員にとって大きな負担となることは明らかであろう。

以上の三つの理由によって、本制度が利用されていない実態があると推察される。そのため、本研究においては、筆者の専門である音楽科に焦点を当て、本制度に適合する音楽科の学習プログラムを作成し、どのような指導方法が考えられるのかを明らかにする。特に、中学校の場合、小学校に比べて不登校生徒数が多く、音楽科の場合は授業時数の関係上、非常勤として雇用されることもあり、個別の対応が難しい部分も存在する。さらに、CD や DVD、楽譜等を利用する音楽科は、「著作権法」上の問題と密接な関係にあるため、一層の注意を払って学習プログラムを作成する必要がある。これらの中学校音楽科特有の事項に対応しながら学習プログラムを作成し、実施に際して踏まえる必要がある規程等の環境整備や事

⁽³⁸⁾ 村山・今田（2012）や森崎（2019）等の研究。

⁽³⁹⁾ 小野・太田（2018）や今・瀧（2018）、田中（2012）等の研究。

⁽⁴⁰⁾ 工藤他（2015）や後藤（2016）、中條・南野（2020）、王（2014）等の研究。

⁽⁴¹⁾ 神居他（2014）等の研究。

前指導、民間事業者及び教育支援センター（適応指導教室）の展望についても考察していく。

本研究によって、中学校音楽科のICT等を活用した学習活動が利用可能となることを目的とする。

参考文献

<文献>

- ・磯部潮（2004）『不登校を乗り越える PHP 新書 295』PHP 研究所
- ・文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』東山書房
- ・文部省（1984）『生徒指導資料 第 18 集 生徒指導研究資料 第 12 集 生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—（中学校・高等学校編）』大蔵省印刷局

<論文>

- ・江澤和雄（2006）「不登校の問題から見た義務教育の当面の課題」『国立国会図書館レファレンス』666, p.76-93
- ・江澤和雄（2010）「就学義務制度の課題」『国立国会図書館レファレンス』712, p.29-52
- ・大川尚子, 野谷昌子, 鍵岡正俊, 佐藤秀子, 山本暎子, 森川英子（2006）「学生の学習支援システムの構築Ⅱ—電子メールによる不登校児童生徒支援」『関西女子短期大学紀要』15, p.13-20
- ・小野文子, 太田正清（2018）「ICT による音楽科教育の指導と評価（1）」『中国学園紀要』17, p.183-190
- ・笠井孝久（2001）「不登校児童生徒が期待する援助行動」『千葉大学教育学部研究紀要. I , 教育科学編』p.180-189
- ・加藤尚吾, 古屋雅康, 赤堀侃司（2004）「電子メールカウンセリングによる不登校児童生徒の不登校状態の変容に関する分析」『日本教育工学会論文誌』28 (1), p.1-14
- ・神居隆, 佐藤修司, 菊池繁樹, 星祥子（2014）「秋田明徳館高等学校におけるマネジメント機能」『秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門』69, p.133-143
- ・工藤正孝, 神居隆, 武藤憲一, 北島正人, 宮野素子（2015）「学校制度の枠を超えた不登校・引きこもり児童生徒への支援～スペース・イオの学習支援体制構築に向けた試行期の取り組み～」『秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門』70, p.143-148
- ・工藤正孝, 武藤憲一, 野口俊温, 伊藤博子, 宮野素子, 北島正人, 神居隆（2015）「不登校・引きこもり児童生徒への新たな教育の場の提供～県立高等学校内に開設されたスペース・イオの歩みとその検討～」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』37, p.265-281
- ・後藤武俊（2016）「地方自治体における不登校児童生徒へのサポート体制の現状と課題—不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校を設置する自治体を中心に—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』64 (2), p.157-180
- ・今由佳里, 瀧みづほ（2018）「小学校音楽科における ICT 活用に関する基礎的研究（2）」『鹿児島大学教育学部研究紀要. 教育科学編』69, p.13-24

- ・高信智加子, 下田芳幸, 石津憲一郎 (2013)「中学校教員の不登校支援に関する実態調査」『教育実践研究：富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要』7, p.21-26
- ・田中健次 (2012) 「<日本の教科書のこれからを考える>音楽科における ICT の活用と教科書の行方」『音楽教育実践ジャーナル』9 (2), p.75-82
- ・中條桂子, 南野奈津子 (2020) 「不登校児童生徒の学習支援における e ラーニングの活用に関する考察」『ライフデザイン学研究』15, p.371-386
- ・保坂亨 (2002) 「不登校をめぐる歴史・現状・課題」『教育心理学年報』41, p.157-169
- ・松代直人 (2011) 「中学校における不登校の早期対応に関する研究—学校と家庭における不登校に関する認知の実態調査を通して—」『青森県総合学校教育センター 研究紀要』[2011.3], F9-01
- ・村山大樹, 今田晃一 (2012) 「不登校対応における直接的コミュニケーション促進のための ICT 活用」『教育研究所紀要』21, p.67-79
- ・森崎晃 (2019) 「ICT 教材を活用した不登校児童生徒の学習支援の検証結果－学びに向かう姿勢と学習行動について－」『コンピュータ & エデュケーション』46, p.88-91
- ・横川ひさえ・大沼良子 (2008) 『千葉県の長期欠席 10 年の変化—自治体別データの「病気割合」と「不登校割合」に注目して—』『城西国際大学紀要』16(3), p.97-109
- ・王美玲 (2014) 「フリースクールの転換と不登校特区のカリキュラム」『山口地域社会研究』11, p.15-26

<報告書>

- ・小林正幸, 野呂文行, 和田正人, 新藤茂, 仲田洋子 (2001) 「不登校児童生徒および教育関係者支援のための電子メール相談の開発と効果に関する研究」『平成 10 年度～12 年度科学研究助成金基盤研究 (B) (2) 研究成果報告書』

<雑誌>

- ・高橋有紀 (2019.11.8) 『オンラインで「出席扱い」 不登校の子どもたちが「家で学習」するツール』『週刊 AERA』p.23

<ウェブページ> (以下の最終閲覧日は、脚注と同様、全て 2020 年 12 月 10 日である。)

- ・e-Stat 政府統計の総合窓口「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00400304>
- ・尼崎市「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした訪問等による民間支援事業の基準 別紙 3 【訪問・ICT 活用型の民間事業者用】」https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/209/houmongata.pdf
- ・遠隔教育の推進に向けたタスクフォース (2018) 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/__icsFiles/afielddfile/2018/09/1

4/1409323_1_1.pdf

- ・京都市（2020）「京都市立小学校・中学校・小中学校及び京都市立総合支援学校小学部・中学部に在籍する不登校児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関する要綱」https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000167/167626/r2_hutokosyusekiatukaiyouko.pdf
- ・高知県（2005）「不登校児童生徒の学習評価及び指導要録上の出欠の取扱いについて◇小・中学校における不登校児童生徒の家庭での学習活動の出席扱いに関するガイドライン」p.3-4, https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310305/files/2017040700270/file_20174101182130_1.pdf
- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）文部科学省（2005）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm
- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）文部科学省（2016）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11450258/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm
- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）文部科学省（2016）「フリースクール等に関する検討会議（第10回）議事要旨」http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/gijiroku/1374502.htm
- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）文部科学省（2018）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/_icsFiles/afieldfile/2018/10/12/1235263_003.pdf
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域基本方針について 別表1」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/030124kihon_b.pdf
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 福島県会津若松市 会津若松市IT特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/sankou/030526/008.pdf>
- ・内閣府（2020）「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査（PDF版）」<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html>
- ・日本財団（2018）「不登校傾向にある子どもの実態調査報告書」https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/new_inf_201811212_01.pdf
- ・不登校に関する調査研究協力者会議（2016）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」p.23, https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374856_2.pdf
- ・南房総市（2017）「不登校児童生徒の指導要録上の出席の取り扱い等に関する要綱」https://www1.g-reiki.net/minamiboso/reiki_honbun/r361RG00001208.html

- ・文部科学省「学校基本調査」https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
- ・文部科学省「学校における働き方改革について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/
- ・文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm
- ・文部科学省（2005）「『生徒指導メールマガジン』第10号」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121503/1370078.htm
- ・文部科学省（2016）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374856_2.pdf
- ・文部科学省（2017）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1384619.htm
- ・文部科学省（2017）「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（通知）」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/attach/1388331.htm
- ・文部科学省（2018）「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm
- ・文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
- ・文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2 別紙」https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf
- ・文部科学省（2020）「令和2年度学校基本調査の手引（特別支援学校）」https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_chousa01-001355787_15.pdf